

終活新聞

東海村において地域の方々
に相続と遺言」及び
集めて「おひとりさまの仕舞い」かたました。
東海村中央公民館にて開催しました。
「と題した講演会を開催しました。
ニコナ福の下での終活

新型コロナのパンデミックにより、色々な意味での自粛生活が2年以上にわたって続いております。収束がなかなか見えない中で、昨年の12月前後は感染者数が小康状態となり、茨城県内でも少人数の集会があちらこちらで開かれております。

東海村においても昨年11月26日に南台の集会所（根本自治会会长）において、11月27には東海村中央公民館（大内伸一館長）においてす。

「相続と遺言の基礎的な話」と題して講演会を開催いたしました。南台の集会所では25名の方が、東海村中央公民館では60名の方々がお集まりになりました。（部屋の都合でこれ以上の密は避けるために何人かの方には来場をお断りしなくてはならなかつたとのことでし）た）又同公民館では12月4日に「おひとりさまの仕舞い」を題して2週続けての講演会となりました。



ますが、時間も体力もまだ若干の余裕があるとも思っております。自分事としての将来を考えた場合、今うちにやらなければならぬことがあることも承知しております。ご自身（親がご健在の方はご自身が相続人として）の相続や葬儀、お墓について、ぼんやりとした中でも、具体的な手続き・方法をお考えではないか、私はそのように推察しております。

関心が高まっている理由は個人的なものもありますが、そればかりではないと 思います。パンデミックという特殊な状況下に今我々は置かれておりますが、これとは別にこの数十年で家庭、家族、個人の考え方と 社会の構造 자체が急激に変化していることも要因ではないかと考えます。

構造が劇的に変化し、人の関わり、人と社会の関わりが良い方向にも、悪い方向にも変わつてきました。最初は気づかない変化でした。30年後の今日振り返ると、大きく様変わりしたことに気づきます。

格差社会の拡大

バブル崩壊後、日本経済は低迷し、失われた30年と呼ばれております。社会・経済のグローバル化は、持つものと持たざる者との格差が拡大する30年でもありました。非正規雇用の割合は労働人口全体の40%となっており、雇用形態とそれに伴う収入の格差が拡大しております。雇用を生む企業の立地も一部の都市部に限られ、地方と都市部、特に首都圏の地域に人口が集中しており、行政サービスの首都圏と地方との格差も拡大しております。さらにおいては限界集落がどんどん顕在化してきておりま

社会構造の変化

空き家、所有者不明土地の不安全

たとえ親の家があるとしても、子供たちは自分で家を購入します。親子三世代同居のケースはほとんどありません。親としては自分たち亡き後この家はどうなるのだろうかと考えます。子が遠くに住んでいる親にとって先祖代々のお墓はどうするのかと考えます。田や畑を相続した親は、自分たち亡き後どうなるのかを考えます。

空き家、所有者不明の土地に繋がる問題に、今は明確な答えはありません。

家族と『家』と『お葬式』と『お墓』

昭和22年から24年に生まれた団塊の世代以降の方々は、ニューファミリー世代とも呼ばれておりました。親と同居せずに核家族化し、家族ごとに家を購入しました。大正から昭和にかけて生まれた親の世代とは、家族観、生活習慣がまるで違いました。ニューファミリーの暮らし向きが社会全体に大きな変化をもたらし、(次ページに続く→)

社会の動向を決めていったことは間違ひありません。「家と嫁」の意識、男女の役割分担、旧世代の親との軋轢の問題等を抱えながらも個人の主張と権利を長い時間をかけて確立していくました。(ニューファミリーと次の世代についても同じことが当てはまります)それが如実に表れるのが亡くなつたときです。

社会構造の変化や格差社会の拡大により、死生観、葬儀やお墓の考え方が大きく変わつてきております。葬儀費用の全国平均は、2020年の調査では約20万円となつております。

これはあくまで平均の数字で、今後は家族葬や直葬などの規模の小さいものに細分化していく流れは止まらないと思います。団塊の世代以降の方の中にはご自身の最期の過ごし方や葬儀やお墓に関心の高い方がいます。ご自身のお葬式の式次第にこだわりのある方、舅姑と同じお墓に入りたくなる方、夫婦2人だけのお墓を希望する方、ペットと一緒にのお墓に入るることを希望する方、自分だけのお墓を希望する方。

おひとりさま 認知症になる前に 2025年以降、大相続時代が始まります。それに伴い、おひとりさまの仕舞いかたについて色々なことが顕在化・問題化します。

家族・親族のいないおひとりさまの葬儀は誰が執り行うのでしょうか。行旅死亡人（親族が不明のため引取り手のないご遺体）は市区町村が火葬、その後自治体指定の無縁墓地に埋葬されます。元々は旅行中の方が亡くなつた場合を想定したのですが、今では戸籍、住民票が判明している方も行旅死亡人になることがあります。この方は行き倒れています。この方は行き倒れではなく、住んでいた家もあります。多寡は別として預貯金もあります。親や配偶者が入っているお墓がある場合もあります。家族・親族がいないため、葬儀を執り行うものがいないのです。

相続人がいないため相続財産の行き場がなくなるのです。家は空き家となり、お墓は無縁墓となり、荒廃が進みます。預貯金は休眠口座となり、このような口座の残高は、全国では100億円近くになつております。

おひとりさまの仕舞いかた

す。

の最期を想像していただきたいのです。遺言を残す。死後事務委任契約を残す。具体的にこのような手続きをするによって、ご自身を生き後、残された人々が困ることが無きよう、ご自身に判断能力があるうちに準備や手続きをしていただきたいと思うのです。



私が行政書士として関係した、ある高齢の方の事例をご紹介します。秋子さん（仮名）85歳。3年前4歳年上のご主人が急性脳梗塞により、救急搬送先の病院でその日のうちに亡くなりました。秋子さんご夫婦は関西のご出身で、茨城県には50歳を過ぎてから越してきました。お子さんはいませんでした。ご家族はご夫婦2人だけでし

くいなかで、この場所が気に入つたという、それだけの理由で越して來たそうですね。近所づきあいもほとんど無かつたのですが、ご主人の救急搬送やお葬式などでもご近所の方にははずいぶんお世話をなつたということでした。民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの支援が始まつて、四九日を過ぎたころには秋子さんも日常の落ち着きを取り戻しております。私の仕事としては、まずこの方の相続の手続きを終わらせることでした。近在に親族の方は全くいなかつたので郵送により戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を確定するのに3ヶ月を要しました。同時に相続財産の調査も行いました。その結果、預貯金、国債と有価証券、不動産等を合わせると驚くほど相続財産が残されていることが判りました。

ある高齢者の事例

た。驚くほどの相続財産が残されていることが判りました。調査も行いました。その結果、預貯金、国債と有価証券、不動産等を合わせると確定するのに3ヶ月を要しました。同時に相続財産の



ちんとした葬儀を行つてほしい、ご主人のもとに納まりたい、実際に切実な願いでした。

秋子さんの意向により私は次のことを行いました。
◎ 死後事務委任契約書を公正証書にて作成し、葬儀・お墓の心配をなくしました。

相続、後事務について、電話での
死後委任契約の
について、電話での
相談は無料です。
Tel 029-212-8817
行政書士 田尾文義事務所
お気軽に相談ください。

りやお金・財産の整理をする。友人・知人と大切な類のある場所の情報を共有する。エンディングノートなどに死後の希望を明記しておく、友人・知人、関係者に託すこと、等々です。

◎ 遺言書を公正証書にて作成し、ご自身亡き後、ある団体に全ての財産を遺贈することとしました。